

事 務 連 絡  
令和 2 年 1 0 月 9 日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

建設業法違反通報窓口「駆け込みホットライン」における  
パンフレットの更新について

国土交通省では、主に国土交通大臣許可業者を対象に建設業に係る法令違反行為の通報を受け付けるため、建設業法違反通報窓口「駆け込みホットライン」を設置しております。この度、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十号）が令和 2 年 1 0 月 1 日から一部施行されたことに伴い、当窓口のパンフレットを更新しましたので、お知らせいたします。

あわせて、貴職におかれましては、会員、傘下団体等に対しても、この旨周知を図っていただきますようお願いいたします。

**【更新点】**

建設業法第 1 9 条の 5（著しく短い工期の禁止）に関する記載を追加